

4017 日インドネシア経済連携協定に係る輸入貨物の関税撤廃

日インドネシア経済連携協定では、附属書一で具体的な譲許の内容を定めています。日本側における即時関税撤廃、段階的関税撤廃・引下げ、関税割当等の譲許の区分については、附属書一第一編の「一般的注釈」で規定されています(参考1)。また、日本側における再協議、関税割当、段階的な関税引下げの詳細については、附属書一第二編第一節の「日本国の表についての注釈」に規定されています(参考2)。

(参考1：一般的注釈)

表4欄	内容	備考
A	協定の発効日に関税を撤廃	即時関税撤廃品目
Bn	協定の発効日から「n+1回」の毎年均等な関税の引下げにより、基準税率から「n+1回目」で関税撤廃	段階的関税引下げ撤廃品目 n=3, 5, 7, 10, 15 初回：協定発効日 第2回目以降：4月1日
P	表5欄の注釈に定める条件に従い関税を引下げ	段階的関税引下げ品目 (例：ワッフル及びウェハー)
Q	関税割当を設定	関税割当品目 (例：生鮮バナナ、生鮮パイナップル(900g未満)、ソルビトール)
R	協定の発効後、一定期間を経て関税撤廃等を交渉	再協議品目(例：合板等)
X	関税撤廃等の譲許なし	除外品目(例：米麦、米麦調製品、水産I Q品等)

(参考2：日本国の表についての注釈)

表5欄	内容
1	再交渉の時期(協定発効後5年目)⇒まぐろ、かつお等
2	関税割当の条件(割当数量：1年目→5年目 毎年1000トン、枠内税率無税)⇒生鮮バナナ
3	関税割当の条件(割当数量：1年目100トン→5年目300トン、枠内税率無税)⇒生鮮パイナップル(900g未満)
4	再交渉の時期(協定発効後4年目)⇒合板等
5	関税削減(15.0%→13.0%へ6回の毎年均等引き下げ⇒ワッフル及びウェハー)
6	関税割当の条件(割当数量：1年目→5年目 毎年25,000トン、枠内税率3.4%) 関税割当枠外の輸入品に係る関税率を8回の毎年均等な引き下げにより17%から12%まで削減 ⇒ソルビトール

日・インドネシアの関税譲許に関する条文

- 日本の表（協定附属書一第一編及び第二編）（和文）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/indonesia/pdfs/fuzoku01.pdf
- 日本及びインドネシアの表（協定附属書一第一編、第二編及び第三編）（英文）
<http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/indonesia/epa0708/annex1.pdf>